

理由書

生産緑地地区は、市街化区域内において農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものです。

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」において、農地の保全を施策の一つとしており、生産緑地地区の指定もその中に位置付けられています。

今回は、農地所有者から指定の申出のあった農地のうち、横浜市生産緑地地区指定要領に基づき、

- ① 第8回線引き（区域区分）全市見直しにより、特定市街化区域農地等となるもの
- ② 市街化区域内の緑地機能を補完するもの
- ③ 新たに指定することにより、既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化、既に指定された生産緑地地区の整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの
- ④ 災害対策の観点から効果が期待できるもの

について、生産緑地地区を追加・拡大します。

また、主たる農業従事者の死亡等により生産緑地地区の一部又は全部の区域の買取申出が行われ、生産緑地法による行為の制限が解除された場合や、公共施設の敷地の用に供された場合など、指定要件を満たさなくなった地区について、生産緑地地区を廃止・縮小します。

さらに、土地区画整理事業の仮換地指定や既存の生産緑地地区の指定状況を精査したことに伴い、既に指定された生産緑地地区の区域について、必要な変更を行います。